

冬季の省エネルギー対策について

－省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議－



26環第144号
平成26年11月13日

食料産業局長 殿

大臣官房環境政策課長

冬季の省エネルギー対策について（通知）

平成26年10月31日に開催された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「冬季の省エネルギー対策について」が決定され、別添写しのとおり経済産業省資源エネルギー庁長官から協力要請があったところである。

ついては、本決定の趣旨を踏まえ、冬季の省エネルギーの推進につき一層の御努力を願いたい。

なお、貴所管関係団体等に対しても、この旨周知願いたい。



冬季の省エネルギー対策について

平成26年10月31日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

東日本大震災以後の電力需給のひっ迫に対し、これまで政府においては夏季及び冬季に電力需給対策を取りまとめ、供給力の確保に最大限の努力をするとともに、需要面においては国民各層に対し節電の要請を行ってきたところである。この一環として、2014年度冬季については、政府において、本年10月31日、「2014年度冬季の電力需給対策について」を決定した。

他方、省エネルギーについては、持続的な取組もまた重要である。オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した民生部門（住宅・ビル）を中心としたエネルギー需要の増大への対策が大きな課題となっている。また、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、化石燃料の市場価格の上昇圧力が高まっていることに加え、円安による価格上昇により、エネルギー市場が不安定化し、国民生活全般に対して大きな影響を与えるようになっている。さらに、世界は地球温暖化という共通の脅威に直面しており、この解決に向けて長期間の国際的な取組が必要である。

このような状況の中、住宅・ビル等の省エネルギー対策及び事業者による電気需要平準化対策を一層推進するため、エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律が昨年5月に公布され、本年4月1日に施行された。また、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が昨年5月24日に公布・施行された。さらに、政府は、本年4月11日、我が国のエネルギー需給構造が抱える課題に対し、エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針や長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策等を盛り込んだエネルギー基本計画を閣議決定し、省エネルギーの取組について、部門ごとに効果的な方法によってさらに加速していくことで、より合理的なエネルギー需給構造の実現と、温室効果ガスの排出抑制を同時に進めていくことが重要とし、これにより「徹底した省エネルギー社会の実現」を目指すこととした。

従来より、本会議においては、エネルギーの需要が増大する夏季及び冬季に、省エネルギーの重要性を踏まえ、取組を浸透させるため、省エネルギー対策を決定し、政府自らの取組を確認するとともに、各方面に省エネルギーへの取組を呼び掛けてきた。2014年度冬季については、電力需給対策に積極的に取り組む必要が高ことから、省エネルギー対策が電力需給対策にも貢献するものとなるよう両者が一体となる形で決定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進することとする。

I. 産業界等に対する周知及び協力要請

以下に掲げる事項について、産業界等（関係団体、関係業界、地方公共団体及びNPO等）に対し、事業者及び家庭等に省エネルギー・節電の呼びかけを行うよう、協力を要請する。

また、本年10月31日に決定された「2014年度冬季の電力需給対策について」において提示された「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）」及び「冬季の節電メニュー（ご家庭の皆様）」に沿った取組を行うことが重要であり、これらが省エネルギーの取組と一体となるものとして推進されるよう、これらについて併せて協力を要請する。特に冬季においては暖房の需要が増加することに鑑み、住宅・ビル等を中心に節電・省エネルギー推進について協力を要請する。

その際、無理のない範囲で省エネルギー・節電に取り組むべき旨を併せて周知する。

1. 住宅・ビル等関係について

① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの的確な設計及び施工を行うこと。積極的なエコ住宅の新築や断熱改修等のエコリフォームに努めること。

また、ディマンドリスポンスに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる場合はその活用にも努めるとともに、エネルギー管理システム（BEMS・HEMS等）の導入により、ビルの運用方法、住宅の住まい方の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

ビル等においては、特に電力需給の状況が厳しい地域において節電・省エネ診断やESCO診断等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法の見直し等により、節電や省エネルギー化を進めること。

② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、省エネ法に基づくトップランナー基準の達成状況を示す省エネルギーラベル[図1]及び国際エネルギースターロゴ[図2]の表示、また、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報[参照1]やスマートライフジャパン推進フォーラムの活動[参照2]を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留

意すること。

特に、エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明、電気便座の購入に当たっては、省エネルギーラベルによるトップランナー基準の達成状況のみならず、より省エネ性能の高い製品を選択する観点から、統一省エネルギーラベル[図3]による5段階の省エネ性能表示に留意し、今後新たにトップランナー制度の対象機器に追加された電球形LEDランプを含め、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。

消費者による上記取組を促すため、エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者（通信販売等を行う事業者も含む）は、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ、統一省エネルギーラベルの表示により、機器のエネルギー消費効率を消費者にわかりやすく示すとともに、機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかについてきめ細かな情報提供に努めること。

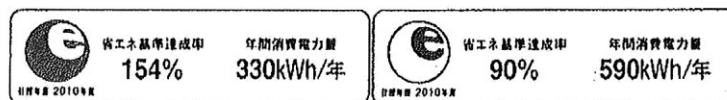
[参照1] 資源エネルギー庁ホームページ（省エネ型製品情報サイト）

<https://seihinjyoho.go.jp/>

[参照2] スマートライフジャパン推進フォーラムホームページ

<http://smart-life-japan.jp/>

[図1] 省エネルギーラベル（例）



[図2] 国際エネルギースターロゴ



[図3] 統一省エネルギーラベル（例）



2. 工場・事業場関係について

① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく適切なエネルギー管理を実施するほか、一層の省エネルギーを進めるため、以下に掲げることを実施すること。

- ・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
- ・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
- ・省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。

なお、省エネ法に基づく手続等の詳細については、資源エネルギー庁のホームページを参照すること。

[参照]資源エネルギー庁ホームページ

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/

② 自主的な省エネルギーへの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会の経団連低炭素社会実行計画を策定している事業者にあつては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の事業者やその対象外の者においても、自主的・計画的に省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

3. 運輸関係について

① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動につい

ては、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、省エネルギー基準を踏まえ、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICS及びETC2.0サービスの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

① ISO50001の導入検討

PDCAサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギー管理システム規格（ISO50001）の導入を検討すること。

[参照]資源エネルギー庁ホームページ（ISO 50001 ポータルサイト）

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/

② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

③ 地域における各機関の連携等

地域の特性を踏まえた省エネの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。

II. 政府としての取組

政府としては、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から、以下に掲げる事項等を着実に実施することとする。具体的には、「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日、地球温暖化対策推進本部決定）において、「政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進する」とされていることから、従来の「京都議定書目標達成計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」に基づく取組と同等以上の取組を進めるとともに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）」に基づく基本方針等を踏まえることとする。また、地方公共団体等に対し同様の取組を行うよう強く協力を要請する。

また、「2014年度冬季の電力需給対策について」を踏まえながら、省エネ法の適切な運用に努めるとともに、節電要請期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

1. 設備・機器関係について

① 空調に関すること

- ・使用していないエリアは可能な限り空調を停止し、暖房を使用する場合は室温19℃を徹底すること。
- ・換気量を適切に調整するなど、エネルギー消費についてきめ細かな管理を行うこと。なお、コンピューター室のエアコンの温度についても、コンピューターの性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を調整するなどの適正な運用に努めること。
- ・執務室で快適に過ごせるよう、カーディガンや機能性素材の肌着等の着用、体が温まる食事や飲み物の摂取、カイロや湯たんぽ等の小物の活用、上下3階程度の階段利用等の運動の奨励等の「ウォームビズ」を励行すること。

② 照明に関すること

- ・照明は、業務上特に必要な照度を確保しつつ大幅に削減し、使用していない箇所の消灯を徹底すること。
- ・廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯を実施する

こと。

- ・庁舎等で使用している白熱電球については、特段の支障がない限り原則的に全廃し、トップランナー基準を満たしている電球形LEDランプや電球形蛍光灯等に切替え、蛍光灯器具についても旧型はLED照明器具等のより消費電力の少ないものへの切替えを推進すること。なお、切替えに当たっては、中長期スパンでの投資回収にも留意すること。
- ・水銀灯やメタルハイドランプを使用している場合は、LED照明器具やセラミックメタルハイドランプへの切替えを推進すること。

③ 電気機器等に関すること

- ・席を長時間外す際にはパソコンをこまめにシャットダウンするほか、節電ソフト等によりディスプレイの輝度を落とし、またスリープモード等を活用すること。
- ・プリンタ、コピー機、FAXについても、スリープモードを最大限活用し、使用頻度の少ない又は使用していないOA機器のプラグはこまめに抜いて、業務に支障のない範囲で待機電力を削減すること。
- ・電気ポットやコーヒーメーカー等の使用は極力控えること。
- ・暖房便座、温水洗浄便座の設定温度を下げ、不使用時はふたを閉めること。
- ・執務室で使用する冷蔵庫等は、大幅に集約し、数を削減するとともに、エネルギーを多く消費する旧式のものの廃止又は買換えを計画的・重点的に進め、買換えに当たっては、事業者等が提供するエネルギー消費効率のトップランナー基準に関する情報を参考としつつ、より省エネルギー性能の高い機器を選択すること。これらの機器の新規の購入の際も同様とすること。
- ・庁舎内の冷水器や自動販売機の設置台数を見直すとともに、省エネルギー性能のトップランナー基準を満たしている自動販売機を設置すること。
- ・自動販売機の照明を消すよう要請すること。

2. 自動車関係について

① 低公害公用車・次世代自動車の導入促進

- ・一般公用車については低公害車の導入比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、次世代自動車も含めた数値目標を掲げて低公害車化を図ること。
- ・入札に付する契約については、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、最も優れた者と契約する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。
- ・燃料電池自動車等の次世代自動車については率先導入すること。

② 公用車の効率的利用と自転車の積極的利用

- ・ 公用車等の効率的利用等を図るとともに、併せて職員及び来庁者に自動車利用の抑制・効率化を呼び掛け、公共交通機関の利用を推進すること。
- ・ 霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する「霞が関ノーカーデー」を実施し、公用車の共同利用等の対策に重点的に取り組むこと。
- ・ 有料道路を利用する公用車については、ETC車載器を設置すること。
- ・ 運転手及び職員への省エネルギー運転講習の実施などを通じて、エコドライブ10のすすめ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の積極的な実践を推進すること。
- ・ 自転車の共同利用を積極的に導入するとともに、利用しやすいよう手続等の配慮をすること。

3. 庁舎関係について

① 庁舎等の省エネルギー化に向けた対応

地方支分部局を含めた庁舎や公務員宿舍の整備に当たっては、太陽光発電、高効率照明、高効率給湯器、高効率空調機、燃料電池、低放射複層ガラスや二重窓等の高断熱窓・ガラス、高性能断熱材等のエネルギー消費効率を改善するための設備・機器等を可能な限り幅広く導入し、省エネルギー化に努めること。なお、導入する設備・機器等の選択に当たっては、中長期スパンでの投資回収にも留意すること。

庁舎で使う燃料についてもバイオマス燃料、都市ガス等の温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

② グリーン庁舎の整備及び調達

建築物の計画から建設、運用、廃棄にいたるまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した「グリーン庁舎」の整備を推進すること。また、必要に応じて省エネルギー診断を実施し、省エネルギー化を重点的に実施するなど、省エネルギーに資する適正な施設の運用管理を徹底すること。

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する方式（環境配慮型プロポーザル方式）を採用すること。

③ 庁舎のESCO事業導入の検討

地方支分部局を含めた庁舎の省エネルギー化を進めるため、既にグリーン診断や簡易E S C O診断が行われている場合も含め、可能な限りE S C O事業の導入を検討すること。なお、検討に当たっては、環境配慮契約法により国庫債務負担行為について10年に延長されたことに留意すること。

4. 省エネルギーの普及啓発等について

① 今冬における省エネルギーと節電が一体となった普及活動

地域での省エネルギー・節電の普及活動を行い、特に需給状況の厳しい地域では、イベント等を通じて地域の住民等に積極的に省エネルギー・節電の呼びかけを行うこと。

なお、政府が主催するイベント等の実施に当たっては、会場の暖房温度を適正に保ち、省エネルギーに努めるとともに、民間に委託して行う際には、併せて可能な限りグリーン電力の活用にも努めること。また、政府が後援等をする民間のイベント、会議等についても、同様の取組が行われるよう促すこと。

② 省エネルギー教育の充実

子供等の若年層が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身に付けられるよう、学習機会や広報の充実を図るとともに、学校、企業等に対し、子供等の若年層が省エネルギーの重要性についての理解を深めることができるような場の提供等について協力を求めること。

③ 省エネルギー型ライフスタイルの定着

- ・国民にとって省エネルギーが、我慢、節制という消極的なイメージ（生活像）ではなく、21世紀における新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図ること。
- ・食生活、ファッション、住環境等の行動様式等について、パンフレットや出前講座等による情報提供を通じて、その実践・普及を図るなど、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図り、省エネルギー型の新しいライフスタイルの定着を図ること。

④ 各府省庁による普及広報活動

各府省庁は、別紙の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

5. その他

① 電気供給契約における環境配慮

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等）を定めた上で、上記資格を満足する者の中から落札者を決定する方式（裾切り方式）を活用する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。

② ヒートアイランド対策の推進における連携

ヒートアイランド現象は、地域性が強い問題であり、かつ広範な社会・経済活動と結びついていることから、ヒートアイランド対策の推進においては、地方公共団体、事業者、住民など関係者と十分に連携しながら、対策を進めていくとともに、地球温暖化対策、都市政策、交通政策、エネルギー政策等、関連する分野との連携を図り、地域全体のヒートアイランド軽減に向けて取り組むこと。

③ エネルギー使用量の把握及び職員の意識向上

フロア等の空調、照明等のエネルギー使用量を適切に把握し、エネルギー使用機器を最適に制御するため、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入・活用を検討するとともに、把握したエネルギー使用量を、エネルギーの使用者である職員向けに適切な形で公開するなどして、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。

以上の政府としての取組の措置を講ずることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量を前年度冬季（１１月～３月）比で削減するように努めること。また、その効果を把握し、その後の対策にいかすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・レビューとその公表を行う。

「もったいないゼロプロジェクト」始動

— 生団連 —



平成26年12月10日

企業と消費者団体が協力して家庭の食品廃棄削減を目指す 「もったいないゼロプロジェクト」始動—Web サイト完成—

国民生活産業・消費者団体連合会(本部:東京都中央区、会長:清水信次、略称:生団連)は、12月10日、まだ食べられる食品が家庭から捨てられている問題の解決に向け、「もったいないゼロプロジェクト」を始動させ、Webサイトを立ち上げました。

現在、家庭においてまだ食べられるにも関わらず捨てられている食品は年間200～400万トン⁽¹⁾と推計されます。当プロジェクトでは、そうした「もったいない」食品廃棄の削減を目指します。

昨年末、生団連の食品廃棄対策委員会が実施した消費者意識調査をもとに、食品廃棄が起こる原因や傾向などについて委員会で議論、分析を重ねてきました。その結果、「もったいない“意識”」、「正しい“知識”」、「賢い“管理”」の3つの観点を周知啓発することが食品廃棄削減に有効であると考え、Webサイトを情報発信基地として周知啓発を行うこととしました。

当Webサイトは、消費者団体の主婦の知恵や食のプロである食品メーカーからの情報、IT企業が開発した食材管理アプリの紹介など、生活者の暮らしの改善に取り組む消費者団体と暮らしに密着する企業・団体により組織される生団連ならではの充実した内容となっております。

今後は、555企業・団体という多くの生団連会員の協力を得てWebサイトの普及を図り、より多くの生活者にご活用いただくとともに、イベントやキャンペーンを行うなど、「もったいない」食品廃棄削減を目指して当プロジェクトを推進してまいります。

◆「もったいないゼロプロジェクト」Web サイト

<http://www.seidanren.jp/mottainaizero/>

*または、[生団連](#)で検索いただき HP のリンクバナーよりアクセスください

【Web サイトの特徴】

- ① 生活者と事業者の協働による、生活者目線の情報発信基地。
- ② 調査結果から分析した食品廃棄削減に有効と考える情報を掲載。
- ③ 家計の節約にもつながる有益な情報を掲載。

*下記 URL より「食品廃棄削減に向けた消費者意識調査結果」を自由に閲覧・ダウンロードできます

<http://www.seidanren.jp/katsudou.html#haikimondai>



⁽¹⁾平成23年度農林水産省推計より

【本件に関するお問い合わせ先】

国民生活産業・消費者団体連合会(略称:生団連) 担当:小川・清水(栄)
電話: 03-3662-5240 E-mail: jimu@seidanren.jp HP: <http://www.seidanren.jp>
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-6-2 小津本館ビル7階

国家認定制度「食の6次産業化プロデューサー」のご紹介

ー一般社団法人食農共創プロデューサーズー

「会報 日食協」読者の皆様、はじめまして。国家認定制度「食の6次産業化プロデューサー（愛称：食Pro.）」を運営する一般社団法人食農共創プロデューサーズと申します。今回は加工食品流通分野でご活躍されている会員の皆様に、「食Pro.」制度について広く知っていただくため、誌面をお借りいたしました。この機会に、少しでも多くの皆様が当制度についてご興味・ご関心をもっていただければ幸いです。

1. 農林水産分野の成長戦略「6次産業化」

食Pro. は農林水産業の6次産業化を牽引できる人材を育てるために、内閣府の実践キャリア・アップ戦略 キャリア段位制度のひとつとして整備された制度です。「6次産業化」とは、農林漁業者が農林水産物の生産（1次産業）と加工・販売（2次・3次産業）を一体的に行い、自然エネルギーや地域資源を活用した新たな産業を創出することです。GDPにおける農林水産業分野の割合は全体の1%程度にすぎませんが、政府は6次産業化を成長戦略の1つに位置づけ、農業については今後10年間で産業全体での所得倍増を目指しています。

6次産業化を推進するためには、①規制や制度の改革、②産業構造の再編、③人材育成が必要とされています。この中で最も時間を要し、中長期的な視点で有効な施策を必要とするのは、人材育成です。政府は6次産業の市場を、現在の1兆円から20年後には10兆円にすることを成長目標としています。その実現には人材がカギとなっています。農林水産物を高付加価値化させる事業の企画や、市場開拓の先導、参画する主体間の利害関係の調整、異業種横断プロジェクトの組成・推進などで、実績を上げることができる人材が求められています。

2. 食分野で新しい価値を創造できる人材を育てる

食Pro. 制度は上記のような人材の育成を目的とし、農林水産分野や食品分野、経済分野など多くの関係者、有識者による協力のもと、平成25年にスタートしました。現在はレベル1～4の4段階で認定を実施しており、高校生から社会人まで幅広い年代の方々に取り組んでいただいております。

この制度の特徴は、「知識（わかる）」と「実践的スキル（できる）」の両面から評価する点です。従来の資格制度では知識に重点が置かれる場合が多いですが、食Pro. では現場の即戦力となるべく、実践的スキルにも重点を置いています。また、段階的な資格制度のため、自分の現状に近いレベルから取り組み、ステップアップを目指していくことができます。これまでに全国で148名※がレベル認定を受けており、今後の活躍が期待されます。また、「知識（わかる）」については認証された育成プログラムを修了する必要がある、これまで



に30のプログラムが認証されています。育成プログラムの受講可能な地域は全国の約半数の都道府県に広がり、受講者は2,000名（定員ベース）を超えています。社会人向けにレベル設定されたプログラムも多数あり、民間企業や行政、大学が主催する多くのプログラムで、農林水産業の方だけでなく、食品産業やコンサルタント、行政、金融機関の方など幅広い分野の方が学ぶ場となっています。

※内訳 レベル4(プロレベル):34名、レベル3:33名、レベル2:8名、レベル1:73名（平成24年12月1日現在）

3. 全国で活躍する食Pro.レベル4

現在の最高段位であるレベル4は、既に6次産業化に関する実績があり、自ら戦略を考え、行動できる人材を認定しています。これまでに、食品流通業、食品製造業、農林漁業、コンサルタント、研究機関と多岐に渡る分野の方が認定を受けています。今回は高知県でご活躍されているレベル4の峠 篤士さんの事例をご紹介します。

峠さんが活動した高知県東部の馬路村では、柚子の生産が盛んで、柚子加工品による村の活性化を図っており、6次産業化の先導的モデルとなっていました。しかし、知名度が上がるにつれて、顧客への発送が追いつかないという問題が発生していました。通信販売会社で働いた経験があり、高知県の産品を全国へ発送するノウハウを持っていた峠さんは、2004年に村内の農協に就職し、受注システムの見直しと体制強化に取り組みました。さらに新商品開発にも取り組み、現在、農協では柚子の果汁ドリンクや調味料、化粧品の販売も行っています。

6次産業化では、生産、加工、販売に携わる方や支援者など、多くの関係者との連携が必要です。峠さんはプロジェクトの中核的人材として、全体をマネジメントし、進行役を務めました。現在は高知県よろず支援拠点のサブコーディネーターとして、高知県内の様々な6次産業化事業の振興にご尽力されています。

食品流通分野でも大手企業の方がレベル4として認定を取得されています。生産者・製造者と消費者をつなぐ食品流通分野は、6次産業化の要となる部門ですから、ますます多くの方に食Pro.の制度を活用していただければ幸いです。

4. 未来を担う食Pro.を育てよう

食Pro.ではプロ人材の認定だけでなく、次世代に活躍できる人材の育成にも取り組んでいます。静岡県立焼津水産高校は平成25年にレベル1の育成プログラム認証を受け、海洋科学科、食品科学科、栽培漁業科、流通情報科の生徒が食Pro.認定を目指しています。

食品科学科では、「3年間で食のプロフェッショナルになる」という目標を掲げています。水産物の扱い方や食品加工の方法について学んでいるほか、地元企業と連携した商品開発にも取り組んでいます。高校生の発想力と地元企業の技で、サバのふりかけや魚醤油などの優れた商品を開発し、静岡県で高い人気を得ています。

生徒さんは高校でレベル1を取得する予定ですが、卒業後も食Pro.によるキャリアアップを継続し、水産分野や食分野の成長に貢献できるような人材に育てて欲しいと期待しています。

食Pro.はまだ始まって間もない制度ですが、今後も6次産業化分野で活躍できる人材を育成し、地域経済の発展に貢献できるよう努めてまいります。

注)本稿の一部は、株式会社三菱総合研究所が発行するMRI マンスリーレビュー 2013年12月号トピックス「農林水産業の6次産業化を実現するために」の記事を転載。

～食Pro.シンポジウム2015を開催～

一般社団法人食農共創プロデューサーズでは、食Pro. 制度のこれまでの成果や取組内容を、広く皆様に知っていただく機会として、この度「食Pro. シンポジウム2015」（平成27年1月22日（木）13:30～17:00）を企画しました。食Pro. 制度にご興味、ご関心をお持ちの方が、この制度についての理解を深め、段位認定者とネットワークをつくる場として、ご活用いただけるものと思います。ご参加には事前登録が必要となりますので、下記ホームページよりお申込ください。傘下会員の皆様のご参加を、心よりお待ちしております。

《 シンポジウム概要 》

日 時：平成27年1月22日（木） 13時より受付開始

第1部 成果報告会 13:30～17:00

第2部 交 流 会 17:15～19:00

場 所：TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール14B

（住所 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館 14F）

参集範囲：

- 既に段位認定を受けている方
- 育成プログラム実施教育機関のご担当者
- 「わかる」「できる」のレベル判定を受けられた方
- 段位認定を受けたい方（学生、事業者、支援者、関連業界等）
- 育成プログラムの実施に興味がある方（教育機関、自治体、企業等）
- 食PRO. 人材の活用を検討されている方
- メディアの方

定 員：100名

参 加 費：第1部 成果報告会：無料

第2部 交 流 会：1名につき4,000円

参加登録方法：食の6次産業化プロデューサー ホームページ <http://www.6ji-biz.org/>
「食Pro.シンポジウム2015」事前登録ページより、必要事項をご記入の上、参加登録を行ってください。（定員100名です。お早目にご登録ください。）

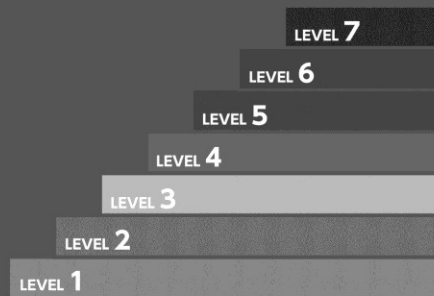
内閣府 実践キャリア・アップ戦略 キャリア段位制度

食の6次産業化 プロデューサー

食PRO.

国家戦略・
プロフェッショナル検定

食Pro.は、「食の6次産業化」
分野の人材の育成、
キャリア・アップを支援する
資格制度です。



食Pro.になろう!



FACP

一般社団法人

食農共創プロデューサーズ

Food & Agriculture Co-creation Producers

1

「食の6次産業化プロデューサー」(食Pro.)とは?

■「食の6次産業化プロデューサー」(愛称:食Pro.)とは?

- 国家認定制度のひとつで、食の6次産業化を担う人材の認定・育成を目的としています。
- 生産(1次産業)、加工(2次産業)、流通・販売・サービス(3次産業)の一体化や連携により、地域の農林水産物を活用した加工品の開発、消費者への直接販売、レストランの展開など、食分野で新たなビジネスを創出するための職能レベルを認定します。
- 食Pro.のプロレベルは、「農林水産物を高付加価値化する事業の企画に携わり、市場開拓を先導するとともに、参画する主体間の利害関係を調整し、適正な付加価値配分を行ことができ、異業種横断でプロジェクトを組成・管理し、実績を上げることができる人材」です。

■食Pro.の認定・育成システム

- 食Pro.では、エントリーレベルのレベル1からトッププロのレベル7まで、7段階でレベル認定を行います。(当面、レベル5～7の認定は行わない予定です。)
- ご自身の現状に近いレベルから取り組み、ステップアップしていくことができます。



ここがポイント!



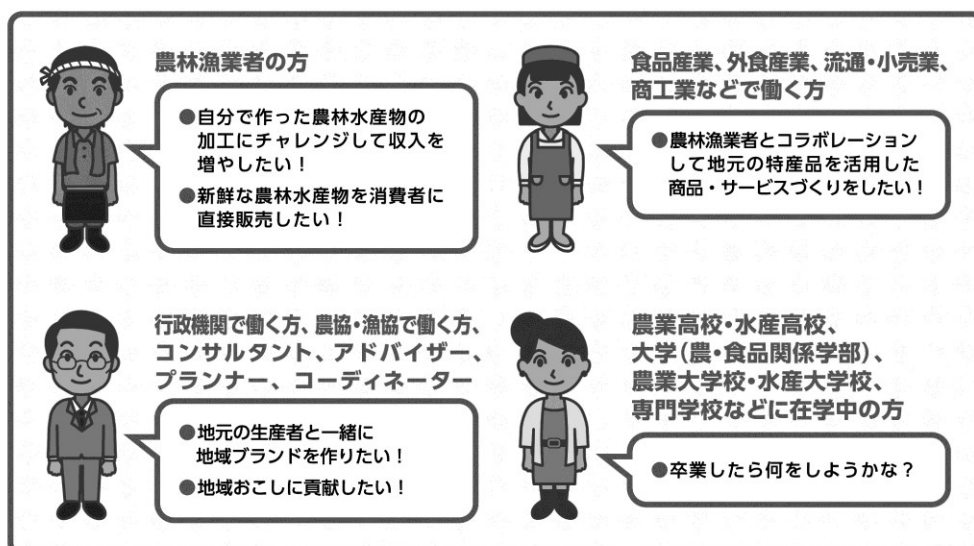
- 食Pro.とは食分野で新たなビジネスを創出する方のこと
- レベル認定には、エントリーレベルからプロレベルの方まで取り組み、ステップ・アップが可能

2

対象となる方とは？

■食の6次産業化で活躍したい方はどなたでも対象です！

- いま、「食」や「地域」をめぐるさまざまな課題を解決するため、「食」の付加価値の向上や生産性の向上を強固な「経営力」のもとに進める「食の6次産業化」のプロ人材の育成が急務です。
- 「プロデューサー」の言葉には、食分野において新たなビジネスを創出することにより「新しい価値を創造していく方」という意味が込められています。
- 食の6次産業化の現場で活躍中の方、これから取り組みたい方なら、自らがプレイヤーとしてビジネスに取り組む方も、周りでサポートする方も、関係者のコーディネートを行う方も、どなたも対象になります。



食分野で新しい価値を創造する食Pro.をめざしませんか？

ここがポイント！



- 食の6次産業化の現場で活躍中の方、これから取り組みたい方が対象
- 農林漁業者の方、食品産業・外食産業の方、流通・小売業の方、行政機関、農協・漁協で働く方、学生の方など幅広く対象

3

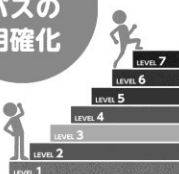
どんなメリットがあるの？

食Pro.レベル認定に取り組むことで…

今の自分を
客観的に
チェック

キャリア・
パスの
明確化

目標の
具体化



- 自分の「わかる(知識)」と「できる(実践的スキル)」がどの程度の水準にあるかを客観的にチェックできます。
- また、さらなるステップ・アップを図るためには何を理解してどのような実践的スキルを身に付ければよいのかを確認できます。
- 新たにチャレンジする方にとっては、将来のキャリア・パスや成功のモデルが明確になります。

食Pro.に認定されると…

自己の
能力・スキル
をPR

消費者や
事業者の
信頼性が
高まる

採用
チャンスの
拡大



- 国が認定する食Pro.として自己の能力・スキルをPRできます。
- レベル認定者は、名刺に「食Pro.」のロゴマークを入れられるほか、認定されたレベル、氏名、居住地(都道府県名)などを希望に応じてウェブサイトに掲載することができます。
- 消費者や他の事業者からの信頼性が高まることにより、「食の6次産業化」を行う上で不可欠なビジネスパートナーを見つけやすくなるなど、ビジネスの発展・拡大が期待されます。
- 法人での処遇の改善や採用チャンスの拡大が期待されます。



「食Pro.」およびそのロゴマークは商標登録されています。権利者の許諾なく使用することは一切できません。(登録5632833号商標)

ここがポイント！



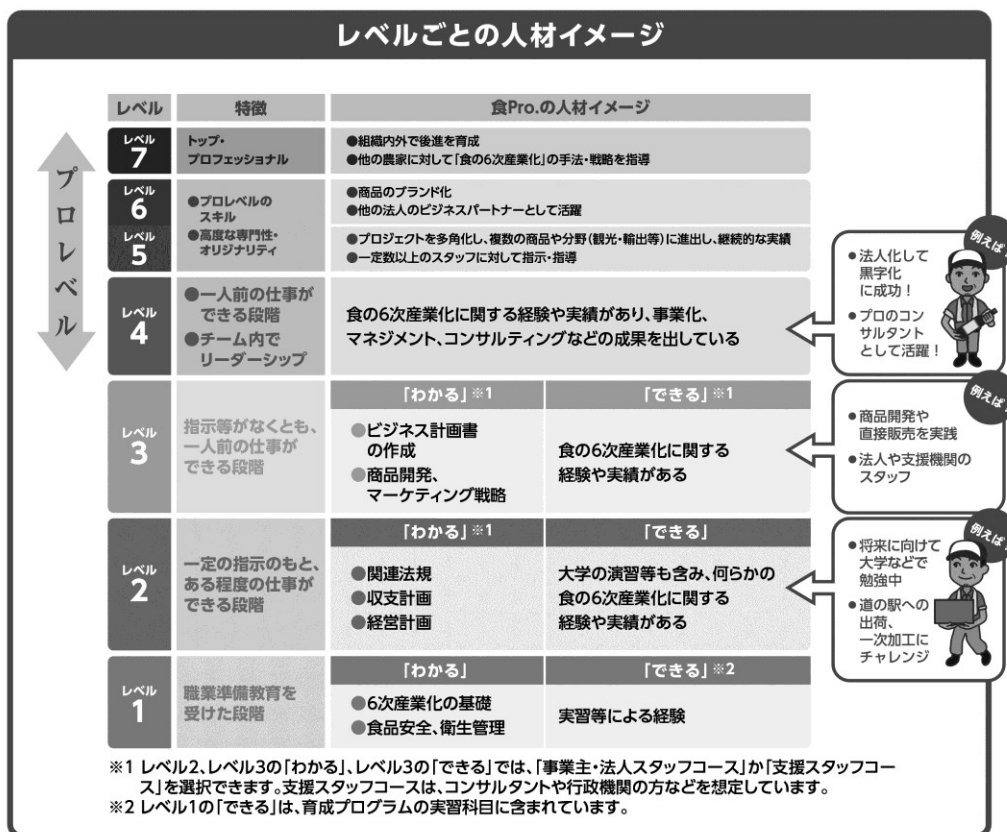
- 今の自分が客観視でき、将来のキャリア・パスが明確になる
- 能力・スキルのPR、ビジネスパートナーの広がり、採用チャンスの拡大

4

キャリア・パスは？

■食Pro.の人材像

- 食Pro.では、各レベルの人材像を次のとおりとしています。
- これらの人材像を参考に、自分の現在のレベル、少し頑張れば手が届くレベルから取り組みを始めます。
- ひとつずつ上のレベルを目指すことで、キャリア・アップの指標とすることができます。



ここがポイント！



- まずは、自分の現在のレベル、少し頑張れば手が届くレベルから始める
- ひとつずつ上のレベルを目指すことで、ステップ・アップが可能

5

レベル認定を受けるには？

STEP 1

取り組むレベルを決め、必要な申請を確認

- 食Pro.の人材像などから、現在の自分の想定レベル、少し頑張れば手が届くレベルを検討する。
- 取り組むレベルを決め、必要となる「わかる」「できる」のレベル判定、内容を確認する。(P.6「評価対象と想定レベル」を参照)



STEP 2

「わかる」のレベル判定を受ける

- 教育研修機関が実施する「育成プログラム」を受講する。
- 専用ウェブサイトで申請者ID*を取得する。
- 研修機関から修了証を受け取る。
- 専用ウェブサイトにログインして、「わかる」のレベル判定を申請する。
(郵送書類も確認、送付する。)



STEP 3

「できる」のレベル判定を受ける

- ウェブサイトで、レベル判定に関する詳細説明、申請書の内容をよく確認する。
- 専用ウェブサイトで申請者ID*を取得し、書き込み可能な申請書フォームをダウンロードする。
- 申請書に必要事項を記入し、専用ウェブサイトからレベル判定を申請する。
(郵送書類も確認、送付する。)
- ▶レベル4では、プレゼンテーションを含む面接試験を受けていただきます。



食Pro.のレベル認定！

※申請者IDは、「わかる」「できる」共通で、初回のみ取得が必要です。2回目以降は、同じ申請者IDで申請できます。

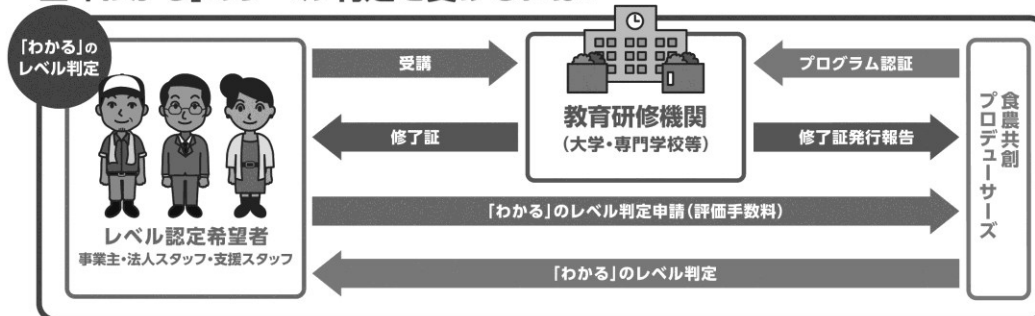
6

「わかる」と「できる」のレベル判定のしくみ

■レベルごとの評価対象と想定レベル

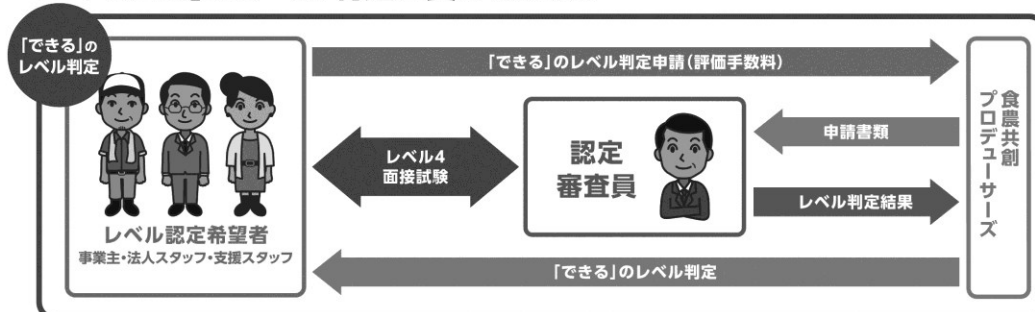
レベル	わかる(知識)	できる(実践的スキル)	ポイント
レベル4	— (対象外)	○	●プロレベルを「できる」判定のみで認定 ●書類審査に加え、面接試験(1時間、うち30分プレゼンテーション)が必須
レベル3	○	○	●「わかる」は専門プログラム等を想定したレベル ●「できる」は実務について、書類審査で判定
レベル2	○	○	●「わかる」は大学、農業大学校を想定したレベル ●「できる」は実務、演習等を書類審査で判定
レベル1	○	— (対象外)	●「わかる」判定のみで認定 ●農業高校、水産高校等を想定したレベル

■「わかる」のレベル判定を受けるには？



- 教育研修機関等が提供する「育成プログラム」を受講し、修了した上で、食農共創プロデューサーズにレベル判定を申請します。
- 「育成プログラム」は、学習内容、講義形式、時間等が基準を満たしていると認められたものです。
- ※内容等が基準を満たしていても認定されていないプログラムの受講では、レベル判定を申請できません。

■「できる」のレベル判定を受けるには？



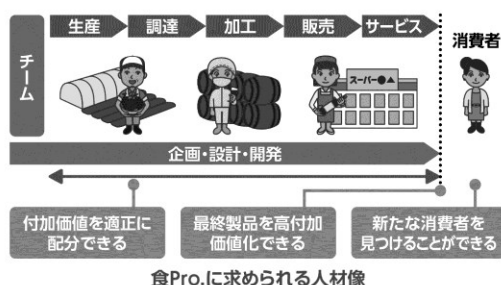
- 申請書、必要書類を整え、直接、食農共創プロデューサーズにレベル判定を申請します。
- 認定審査員による書類審査によりレベル判定が行われます。
- レベル4では、書類審査のほかに、面接試験があります。試験時間は、1時間で、うち30分はプレゼンテーションを行います。

7

「わかる」と「できる」の評価

■ 評価基準の考え方

●食Pro.のプロレベルは、「農林水産物を高付加価値化する事業の企画に携わり、市場開拓を先導するとともに、参画する主体間の利害関係を調整し、適正な付加価値配分を行うことができ、異業種横断でプロジェクトを組成・管理し、実績を上げることができる人材」です。



- こうした人材へとステップアップするひとつの道筋として、レベル1～3の評価基準を整理し、取り組みやすい順序を示しています。
- ただし、道筋はひとつではありませんので、すでにプロレベルのスキルをお持ちの方には、レベル4から取り組んでいただくことも可能です。

■ 「わかる」の評価基準

- 「わかる」の評価は、育成プログラムの受講・修了の確認により行います。
- 各レベル・コースの「育成プログラム」で受講する必要がある科目、必要時間は、次のとおりです。

「わかる」の育成プログラム内容

レベル	科目名	必要時間	科目名	必要時間
レベル1	6次産業化論	>0分	食品流通 (実)	>0分
	食品衛生管理 (基礎)	>0分	経営及び経営分析の基礎	>0分
	農産物と水産物 (実)	>0分	経営及び経営分析の基礎 (事例)	>0分
	食品加工 (基礎)	>0分		
レベル2	6次産業化関連法規	60分	事業計画 (基礎)	180分
	6次産業化事例分析 (事)	90分	財務の基礎	90分
	食品衛生管理 (応用)	60分	事業計画 (応用)	360分 (実)
	農業技術と水産技術 (実)	90分	経営分析の応用 (事)	90分 (実)
	食品加工 (応用)	60分	財務会計	90分 (実)
	農業・水産業及び食品加工・流通関連法規	60分	金融制度	30分 (実)
	マーケティング (基礎)	30分	コーディネート手法 (基礎)	90分 (実)
レベル3	マーケティング (応用)	180分 (事・実)	事業計画 (応用)	360分 (実)
	商品開発 (事・実)	90分	6次産業化関連制度	30分 (実)
	経営戦略	90分	事業計画 (診断)	180分 (実)
	経営戦略 (事例)	90分	コーディネート手法 (応用)	90分 (実)
	経営管理 (事)	90分		

・科目名に「(事)」の表示がある科目では、事例学習、事例演習が必要
 ・科目名に「(実)」の表示がある科目では、実習等が必要

・必要時間に「(実)」の表示がある科目は、事業主・法人スタッフコースのみ
 ・必要時間に「(実)」の表示がある科目は、支援スタッフコースのみ

基準



■「できる」の評価基準

- 「できる」の評価は、申請者が提出した申請書、および実績を示す書類をもとに行います。
- 評価指標は次のとおりで、レベル2～4すべてに共通のものです。
- 申請するレベルによって必須回答項目が異なります。レベルが高くなるにつれて必須の項目が多くなります。(必須でない項目についても回答することにより、ポイントが加算されます。)

「できる」の評価基準

評価基準		点数	評価指標	Lv 2	Lv 3	Lv 4
商品・サービスの開発	商品化・サービス化 自分たちの事業環境を見極め、顧客がつく商品開発を推進できる人材か	15点	商品の企画・設計・開発に主体的に参画できる	○	○	○
			商品の開発にあたり自分たちの強みを活用できる	○	○	○
			市場の規模や成長性を正確に捉えられる		○	○
			最終消費者と消費・利用シーンを想定できる		○	○
販路開拓・プロモーション	多角化等 持続的な発展のために、戦略的に事業開発を行える人材か	5点	競合相手に対する競争優位性について客観的に確認できる			○
			損益分岐点を計算できる			○
			選択しうる複数のアイデアの中から、最適なものを客観的に選択できる		○	○
			商品の成功もたらす各連携事業者の経営上のメリットについて説明できる			○
連携・コーディネート	新規販路の開拓・拡充 商品・サービスを拡販できる人材か	15点	後続の商品開発のネタを出せる			○
			販路の獲得手段を具体的に挙げられる	○	○	○
			商品特性に合った販路開拓ができる	○	○	○
			サプライチェーン(商流・物流・情報流)を合理的に設計できる			○
その他アピールポイント	メディア等への情報発信 最終消費者とのコミュニケーションを構築できる人材か	5点	商品を最終消費者に認知させるための手段を具体的に挙げられる		○	○
			商品を最終消費者に体験させるための手段を具体的に挙げられる			○
			商品の評判を把握する手段を具体的に挙げられる			○
			商品のバリューチェーンを支える人的ネットワークを築ける		○	○
事業成果	生産・加工・流通の連携や一体化、異業種との連携 バリューチェーンを支える連携体制を築き、発展させるために必要なリーダーシップ、マネジメント力、ネットワーク力を有する人材か	15点	連携事業者の能力を活かすことができる	○	○	○
			連携事業者間の付加価値配分を適正に行える		○	○
			自らが利害関係の調整役となれる		(○)	○
			商品の売行きが伸び悩んだ場合に、協働者を鼓舞し、軌道修正できる		(○)	○
事業成果	地域活性化への貢献 地域貢献を志し、行動する人材か	5点	地域を活性化しようという強い意志を保持できる	○	○	○
			商品の成功による地域への経済的な波及効果をシミュレーションできる			○
			商品の成功による地域への非経済的な波及効果をシミュレーションできる			○
			地域活性化のために本業とは直接関係のない活動も行える			○
事業成果	社会貢献度の高い事業を開発できる人材か	各10点 計20点	当該商品の成功により連携事業者のいずれかが新たな人材を雇用できる(した)			
			当該商品を通じて、便益創出・雇用創出以外の社会貢献を企図している			
			当該商品の売上げは伸びている			○
			当該商品により全連携事業者が利益を確保できている			

※○印が各レベルの必須回答項目です。

判定の基準	レベル2	合計点が20点以上で必須項目すべての回答が行われていること
	レベル3	合計点が40点以上で必須項目すべての回答が行われていること
	レベル4	合計点が60点以上で必須項目すべての回答が行われていることかつ 次の評価基準もしくは評価指標の全てで満点の50%以上の得点を獲得していること ・商品・サービスの開発(商品化・サービス化) ※7.5点/15点満点 ・販路開拓・プロモーション(新規販路の開拓・拡充) ※7.5点/15点満点 ・連携・コーディネート(生産・加工・流通の連携や一体化、異業種との連携) ※7.5点/15点満点 ・事業成果のうち「当該商品の売上げは伸びている」 ※5点/10点満点

8

レベル判定の申請方法は？

STEP
1

「食の6次産業化プロデューサー」ウェブサイト
<http://www.6ji-biz.org/>
にアクセス



STEP
2

「レベル認定申請」をクリック

- 必要な手続き、評価手数料等を確認
- 【初回のみ】申請者登録、ID取得・パスワード設定

STEP
3

申請ページにログイン

STEP
4

申請レベルを選択し、必要フォームを入力・送信

（「できる」の申請フォームは、ご自身でも必ず保管してください。）



STEP
5

郵送する必要がある書類を食農共創プロデューサーズへ送付

STEP
6

評価手数料の振込み

（特例の料金で申請する場合、事務局より確認のうえで振込に関するお知らせをいたします。）



申請手続き完了です！

レベル4を申請された場合は、事務局より面接試験に関するご連絡をいたします。
プレゼンテーションに必要な資料等をご準備ください。

9

よくあるご質問



Q 食の6次産業化プロデューサーの愛称は、なぜ「食Pro.」なのですか？

A 「食の6次産業化プロデューサー」は、1次・2次・3次の全産業をつないで、食分野での新しいビジネスを創り出す人（プロデューサー）であり、プロフェッショナルでもあります。食という日常生活に欠かせない要素である分野に携わるこの資格に、親しみを持っていただけるように名づけました。認定をされた方々にも、愛称「食Pro.」を色々な場面で活用していただきたいと思います。



Q 食の6次産業化プロデューサーに認定されました。名刺などにロゴマークを入れたいのですが、できますか？

A ロゴマークは、レベル認定を受けた方の能力やスキルのPRのため、名刺に印刷したり、ホームページに掲載したりすることができます。レベル表示、認定された年次の記載、色など、詳細な利用ルールは、ウェブサイトでご案内いたします。



Q 「レベル判定」と「レベル認定」の違いは何ですか？

A レベル「判定」は、「わかる」で要求される知識、「できる」で要求される実践的スキルについて、それぞれレベルを満たしているかどうかの判断のことです。レベル「認定」は、そのレベルで要求されている「わかる」と「できる」のレベル判定を受けることで自動的に行われます。例えば、「食Pro.のレベル2の認定を取得しています」と言うためには、「わかる」でレベル2のレベル判定、「できる」でレベル2以上のレベル判定を受けている必要があります。（詳しくは、P6をご覧ください。）



Q 「育成プログラム」とは何ですか？

A 食の6次産業化プロデューサーに必要な「わかる（知識）」を習得するためのプログラムのことで、高校や大学などの教育機関や、民間の研修機関などが実施します。レベル1～3の「わかる」のレベル判定を受けるために受講する必要があります。食の6次産業化に関わる人材育成の基準を満たしていることを認証されたもので、内容は「わかる」の育成プログラム内容（P.7）をご覧ください。これらの内容を含むプログラムであっても研修機関からの申請に基づいて、審査・認証されていないものでは、「わかる」のレベル判定を受けられませんので、ご注意ください。



Q 「できる」は、どのレベルで申請すればよいですか？

A 各レベルの人材像などを参考に、挑戦するレベルを決めて申請してください。「できる」のレベル判定では、レベル2、3は書類審査、レベル4は書類審査に加えて面接試験が必須となります。このため、レベル4の判定を目指す方が面接の結果、レベル4の基準に達しなかった場合には、レベル2、3に判定されることがありますが、レベル2、3の判定を目指す方は面接試験を受けていないため、レベル4の判定を受けることはありません。レベル2、3では、目指すレベルとは関係なく、得点と回答項目によって、レベル2、レベル3の判定を受けることができます。レベル2の基準を満たさない場合は、レベル判定されません。



Q 長年食品産業に従事して経験も十分にありますが、例えば、レベル1を受けずにレベル2の認定を受けることはできますか？

A レベル2から挑戦をしたい場合は、「レベル1とレベル2」の育成プログラムを受講・修了し、まとめて「レベル2」の「わかる」のレベル判定を申請することができます。これに加えて、「できる」のレベル2以上の判定を受ければ、レベル2の認定を受けることができます。また、「できる」のみが審査の対象になっているレベル4では、レベル1～3を越えてレベル4からの申請ができます。



Q 育成プログラムの認証のための申請フォームはどこで入手できますか？

A 食農共創プロデューサーズのウェブサイトです。（<http://www.6ji-biz.org/>）原則、ウェブサイトで申請を受け付けますが、システムの利用可否等によりメールや郵送での申請を受け付ける場合もあります。また、審査のプロセス・基準や審査料等も掲載されていますのでご覧ください。

レベル認定の申請は
ホームページから随時受け付け中です。
ご不明な点はいつでもお問い合わせください。

<http://www.6ji-biz.org/>

食プロとは

検索



お問い合わせ先

FACP
一般社団法人
食農共創プロデューサーズ
Food & Agriculture Co-creation Producers

一般社団法人食農共創プロデューサーズ
TEL:03-6272-6820(代表)
E-mail:info@facp.or.jp HP <http://www.6ji-biz.org/>
〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5-20 KSビル2階1号室

本事業は、内閣府の補助を受けて、一般社団法人食農共創プロデューサーズが実施しています。

内閣府 政策統括官(経済財政運営担当)付 参事官(産業・雇用担当)付
〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関3丁目1-1 TEL:03-5253-2111(代表)

- 実践キャリア・アップ戦略は、実践的な職業能力の評価・認定制度(キャリア段位制度)によって、成長分野における人材育成を進めることにより、労働移動を促すものです。
- これまでのような「肩書き社会」ではなく、「キャリア」「能力」がより評価される社会の実現をめざした制度です。
- ①介護プロフェッショナル、②カーボンマネジャー、③食の6次産業化プロデューサーを選定し、実践的な職業能力に重点を置き、「わかる(知識)」と「できる(実践的スキル)」の両面を評価し、7段階のレベルの認定を行うこととしています。

R100
この紙は100%再生紙を使用しています

VEGETABLE OIL INK

地球環境保護のために、この冊子には再生紙と植物油インキを使用しています。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

2014.3.